

10月以降の申請分から
支援対象期間「5～7月」を
「5～12月」に延長します！

和歌山市事業者家賃支援金

新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年5～12月の売上の減少状況が、国の家賃支援給付金の対象（前年同月比50%以上減少等）にまで至らないものの、一定程度減少している等の事業者の方々にに対し家賃の一部を支援します。

1 支援対象者

次に掲げる要件すべてに該当する必要があります。

- (1) 法人等にあつては市内に主たる事務所又は事業所を有し、資本金の額又は出資の総額が10億円未満又は、常時使用する従業員の数が2千人以下（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合に限る）であること
 - (2) 個人にあつては市内に住所又は事業所を有すること
 - (3) 自身で事業を営むために、他人の所有する土地又は建物を賃貸借契約等（※）に基づき借り受け、対価として賃料の支払いを行っていること
 - (4) 令和2年4月30日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること
 - (5) 令和2年5月から12月までの期間のうち、いずれか1月の売上が前年の同じ月と比較して減少し、その減少率が30%以上50%未満となっていること
 - (6) 開業等の時期により前年の同月との売上比較ができない場合にあつては、令和2年5月から12月までのいずれか1月の1日当たりの平均売上と、開業等から令和2年4月30日以前の1日当たりの平均売上とを比較して減少し、減少率が30%以上50%未満となっていること。
 - (7) 令和2年5月から申請日の前月までの期間における売上を前年比較して国の家賃支援給付金の対象となっていないこと
 - (8) 暴力団等とかかわりがないこと
 - (9) 宗教団体、政治団体ではないこと
 - (10) 当該支援金の交付を受けていないこと
- （※）令和2年4月30日以前に締結されたものに限り、また、自己取引・親族間取引等に該当する場合は支援対象外となる場合があります。

【売上の算定基準について】

法人の場合

確定申告書別表1の「売上金額」欄と「事業収入」欄が赤枠で囲まれている。売上金額欄には「売上」と「十」「百」「万」の単位が示されている。

個人の場合

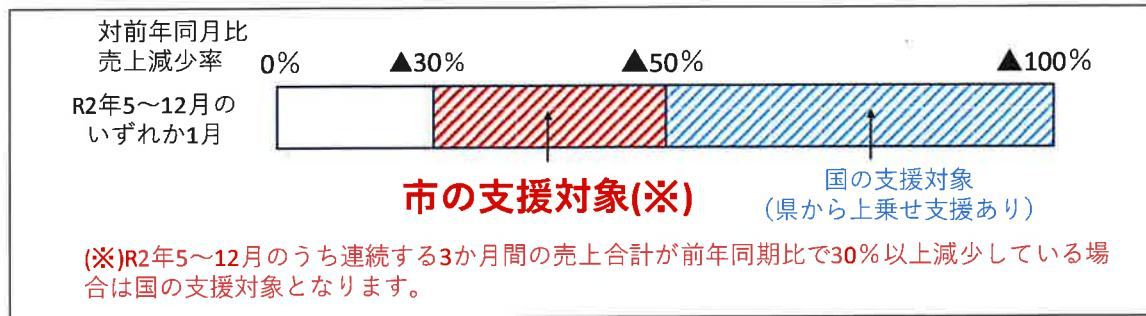
確定申告書第1表の「収入金額等」欄の「事業収入」欄が赤枠で囲まれている。また、「収入金額等」欄の「収入金額」欄も赤枠で囲まれている。

算定の対象となる売上は、主たる事業から得た代金等であり、法人にあつては、確定申告書別表1における売上金額欄に記載される金額、個人にあつては、確定申告書第1表における収入金額等の事業欄に記載される金額と同じ基準で算出してください。

※確定申告書及び売上台帳等により確認させていただきます。

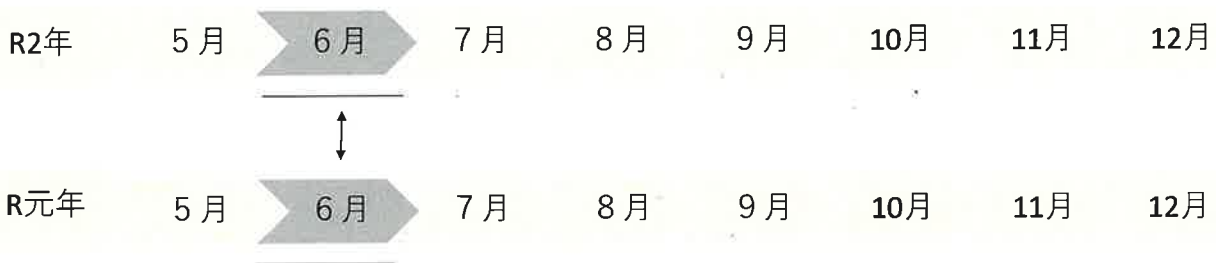
※営業外収益や、特別利益、雑収入等に類するものは算出の対象外となります。

【市と国の支援対象イメージ】



【売上の比較の方法について】

〈前年との売上比較の例〉



- ・5～12月のうちのいずれか1カ月の売上を比較し、30%以上50%未満の幅で減少していること

〈前年との売上比較ができない場合の例〉



- ・開業日から4月30日までの1日あたりの平均売上と、5～12月のうちのいずれか1月の1日当たりの平均売上を比較し、30%以上50%未満の幅で減少していること

2 支援対象経費

- ・売上減少の要件（前年同月比で30%以上50%未満減少）を満たす月を含む令和2年5月から12月までの連続する3ヶ月分の家賃等（※）とします。

対象となる経費の例

- ・テナントの家賃
- ・駐車場の賃料
- ・資材置き場等の賃料
- ・共益費及び管理費（賃貸借契約書に規定されるもの）
- ・倉庫の賃料 等

対象とならない経費の例

- ・対象となる3ヶ月分以外の賃料
- ・賃貸借契約書等に規定されていない費用
- ・水道光熱費
- ・保険料
- ・リース料
- ・敷金
- ・礼金
- ・保証料
- 不動産ローン 等

●賃貸借契約等に規定されているものに限ります。

●土地又は建物の一部を転貸等している場合は、賃料の実収入を補助対象経費から差し引きます。

（※）「売上減少の要件（前年同月比で30%以上50%未満減少）を満たす月を含む令和2年5月から12月までの連続する3ヶ月分の家賃等」とは？

【例】下記の売上減少状況で、令和2年11月に申請する場合・・・

R2年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年同月比 売上減少率	▲15%	▲25%	▲25%	▲35%	▲10%	▲25%	-	-

①売上減少の要件（前年同月比で30%以上50%未満減少）を満たす月は「8月」

②「8月」を基準とすると、連続する3ヶ月分は「6～8月分」「7～9月分」「8～10月分」のいずれかになります。

3 支援金額

- ・支援対象経費の実支出額に2/3を乗じた額とします（金額に千円未満の端数があるときは切り捨て）。
- ・上限額：20万円
- ※3カ月の家賃の合計額が225万円（月平均では75万円）を超える場合は、その超えた部分の金額に1/3を乗じた額又は20万円のいずれか少ない額を上乗せします。
- ※令和2年5月から申請日の前月までの期間における売上を前年比較して国の家賃支援給付金の対象となっている場合は、支援対象外となります。
- ※本市又は本市以外の自治体等から補助金等を受ける場合は、その額を減じて得た額を支援対象経費とします。

$$\begin{array}{c} \text{家賃} \\ \text{【支援対象となる3ヶ月分】} \end{array} \times \frac{2}{3} = \begin{array}{c} \text{支援金額} \\ \text{【上限20万円】} \end{array} + \begin{array}{c} \text{上乗せ} \\ \text{【上限20万円】} \end{array}$$

・合計家賃 5万円/月の場合 (支援対象となる3ヶ月分合計15万円)	→ 15万円×2/3=10万円 < 20万円	⇒ 10万円
・家賃20万円/月の場合 (支援対象となる3ヶ月分合計60万円)	→ 60万円×2/3=40万円 > 20万円	⇒ 20万円
・家賃90万円/月の場合 (支援対象となる3ヶ月分の合計270万円)	→ ①225万円×2/3=150万円 > 20万円 ②45万円×1/3=15万円 < 20万円	⇒ 40万円

4 申請期間

- ・令和2年8月7日（金）～令和3年1月29日（金）までの受付とさせていただきます。

5 申請方法

- ・所定の申請書に関係書類を添えて応募してください。
- ・申請書等の様式は和歌山市ホームページ

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1016047/sangyoukigyousien/1031163.html>

からダウンロードするか産業政策課（Tel.(073)435-1040）までご連絡ください。



手続きの流れ

①事前相談 申請対象要件を満たすかの確認をさせていただきます。
(要TEL)

②市に補助金交付の申請手続きを行う(原則郵送 令和2年8月7日~令和3年1月29日)。

【提出書類】

- 交付申請書
- 誓約書兼同意書
- 座振替申出書(□座登録の無い場合のみ)
- 賃貸借契約等の契約書の写し
(転貸借等の契約書の写し(該当する場合のみ))
- 売上減少の要件を満たす月を含む令和2年5月から12月までの連続する3ヶ月分の家賃の支払いを確認できる資料
(□座への振込がわかる通帳の写し等)
- 売上の減少を確認できる資料
 1. 2019年分の確定申告書の写し
(令和元年5月~12月の売上がわかるもの)
法人:別表1、法人概況説明書
個人:第1表、所得税青色決算書(青色申告の場合のみ)
 2. 売上台帳、売上データを出力した資料等
(令和2年5月~申請日の前月までの売上がわかるもの)

※売上の前年比較ができないなどの場合はご相談ください

※ケースによっては別途で資料等の提出をお願いする場合があります。

③審査により、交付の決定及び交付額の確定。和歌山市から「交付決定及び確定通知書」の送付

④市に支援金の請求を行う(郵送)。 **【提出書類】**
 補助金等交付請求書(後日市から送付します)

⑤市から支援金の交付を受ける。

★留意事項

- 提出された申請書類及び添付書類は返却しません。
- 申請書類及び添付書類に記載された個人情報、本事業においてのみ使用します。
- 法令違反等不正な行為があった場合は補助金の交付決定を取り消す場合があります。

★書類の提出先

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
和歌山市 産業交流局 産業部 産業政策課 産業政策班(本庁舎10階)
TEL: (073) 435-1040
E-mail: sangyoseisaku@city.wakayama.lg.jp